

## 令和4年壱岐市議会定例会7月会議 会議録目次

審議期間日程 .....	1
上程案件及び議決結果一覧 .....	1
第1日（7月5日 火曜日）	
議事日程表（第1号） .....	3
出席議員及び説明のために出席した者 .....	3
再 開（開議） .....	4
会議録署名議員の指名 .....	4
審議期間の決定 .....	4
発言の申し出（市長の報告） .....	5
議案の審議（説明、質疑、委員会付託省略、討論、採決）	
議案第32号 損害賠償の額の決定について .....	6
議案第33号 損害賠償の額の決定について .....	9
議案第34号 令和4年度壱岐市一般会計補正予算（第4号） .....	10
議案第35号 令和4年度壱岐市水道事業会計補正予算（第1号） .....	10
散 会 .....	23

令和4年壱岐市議会定例会7月会議を、次のとおり開催します。

令和4年6月28日

壱岐市議会議長 豊坂 敏文

- 1 期 日 令和4年7月5日（火）
- 2 場 所 壱岐市議会議場（壱岐西部開発総合センター2F）

### 令和4年壱岐市議会定例会7月会議 審議期間日程

日次	月 日	曜日	会議の種類	摘 要
1	7月5日	火	本会議 (10:00~)	○再開 ○審議期間の決定 ○議案審議 (質疑、委員会付託省略、討論、採決) ○散会 ○会議録署名議員の指名 ○議案の上程、説明

### 令和4年壱岐市議会定例会7月会議 上程案件及び議決結果一覧

番 号	件 名	結 果	
		審査付託	本会議
議案第32号	損害賠償の額の決定について	省 略	原案のとおり可決 (7/5)
議案第33号	損害賠償の額の決定について	省 略	原案のとおり可決 (7/5)
議案第34号	令和4年度壱岐市一般会計補正予算（第4号）	省 略	原案のとおり可決 (7/5)
議案第35号	令和4年度壱岐市水道事業会計補正予算（第1号）	省 略	原案のとおり可決 (7/5)

---

令和4年 壱 岐 市 議 会 定 例 会 7 月 会 議 会 議 録 (第1日)

---

議事日程 (第1号)

令和4年7月5日 午前10時00分開議

日程第1	会議録署名議員の指名	10番 音嶋 正吾 11番 小金丸益明
日程第2	審議期間の決定	1日間 決定
日程第3	議案第32号 損害賠償の額の決定について	農林水産部長説明、質疑あり、 討論なし、委員会付託省略、 可決
日程第4	議案第33号 損害賠償の額の決定について	建設部長説明、質疑なし、 討論なし、委員会付託省略、 可決
日程第5	議案第34号 令和4年度壱岐市一般会計補正予算 (第4号)	財政課長、総務部長、企画振興 部長説明、質疑あり、 討論あり、委員会付託省略、 可決
日程第6	議案第35号 令和4年度壱岐市水道事業会計補正予算 (第1号)	建設部長説明、質疑なし、 討論なし、委員会付託省略、 可決

---

本日の会議に付した事件

(議事日程第1号に同じ)

---

出席議員 (14名)

2番 樋口伊久磨君	3番 武原由里子君
4番 山口 欽秀君	5番 中原 正博君
6番 山川 忠久君	7番 植村 圭司君
8番 清水 修君	9番 赤木 貴尚君
10番 音嶋 正吾君	11番 小金丸益明君
13番 中田 恭一君	14番 市山 繁君
15番 土谷 勇二君	16番 豊坂 敏文君

---

欠席議員 (1名)

1番 森 俊介君

---

欠 員（1名）

---

事務局出席職員職氏名

事務局長 山川 正信君 事務局次長 平本 善広君  
事務局係長 折田 浩章君

---

説明のため出席した者の職氏名

市長	白川 博一君	副市長	眞鍋 陽晃君
教育長	久保田良和君	総務部長	久間 博喜君
企画振興部長	中上 良二君	市民部長	西原 辰也君
保健環境部長	崎川 敏春君	建設部長	増田 誠君
農林水産部長	谷口 実君	教育次長	塚本 和広君
消防本部消防長	山川 康君	総務課長	平田 英貴君
財政課長	原 裕治君	会計管理者	篠崎 昭子君

---

午前10時00分開議

○議長（豊坂 敏文君） 皆さん、おはようございます。会議に入る前にあらかじめ御報告いたします。

壱岐新聞社ほか3名の方から報道取材のため、撮影機材等の使用の申出があり、許可をいたしております。

森議員から欠席の届出があっております。

ただいまの出席議員は14名であり、定足数に達しております。

ただいまから令和4年壱岐市議会定例会7月会議を開きます。

---

**日程第1. 会議録署名議員の指名**

○議長（豊坂 敏文君） 日程第1、会議録署名議員の指名を行います。

本定例会の会議録署名議員を、会議規則第88条の規定により、10番、音嶋正吾議員、11番、小金丸益明議員を指名いたします。

---

**日程第2. 審議期間の決定**

○議長（豊坂 敏文君） 日程第2、審議期間の決定についてを議題とします。

お諮りします。7月会議の審議期間は、本日1日としたいと思います。御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（豊坂 敏文君） 異議なしと認めます。よって、7月会議の審議期間は、本日1日と決定いたしました。

ここで、白川市長より発言の申出がっておりますので、これを許します。白川市長。

〔市長（白川 博一君） 登壇〕

○市長（白川 博一君） おはようございます。令和4年壱岐市議会定例会7月会議の開催に当たり、御挨拶を申し上げます。

初めに、このところ干天が続き、6月上旬以降、まとまった降雨がなく、深刻な水不足が懸念されております。特に、農作物への被害拡大が心配されており、昨日7月4日現在の農業用ダムの貯水率の状況といたしまして、郷ノ浦の当田ダムが、43万トンに対し、7.7万トン、18%、芦辺の梅ノ木ダムが、63.2万トン対し、38.5万トン、61%、勝本の大清水ため池が、33万トンに対し、8.2万トン、24.8%となっております。当田ダムにつきましては、既に告知放送等で周知いたしておりますが、郷ノ浦東部土地改良区において、6月29日から配水停止がなされております。

このような状況を踏まえ、6月30日付で壱岐地域農業振興協議会から農作物の少雨と高温対策について、また壱岐市から干害応急対策事業の実施についての自治公民館回覧文書をお届けしておりますので、詳しい内容につきましては、回覧文書を御覧いただきまして、御不明な点等がありましたら担当課にお尋ねくださいますようお願いいたします。

また、上水用ダムにつきましては、昨日7月4日現在、市全体で69.1%の貯水率となっております。台風4号は、今朝、佐世保市付近に上陸いたしましたが、台風の影響による今朝の降水量は約10ミリ程度でありました。このところ毎日0.2から0.5%程度、水位が低下しておりますので、今後の推移に注視するとともに、渇水対応レベルに応じて対策を講じてまいります。

市民皆様におかれましては、御家庭等において、できる限りの節水に御協力賜りますようお願い申し上げます。

次に、新型コロナウイルス感染症について、本市では、3月25日に市内258例目となる感染者が確認されて以降、昨日、7月4日までに363名、合計620名の感染者が確認されており、一月当たりの感染者数は4月で210名、5月で82名、6月で47名と減少傾向にありましたが、7月に入り、既に5名の感染者が確認されているところであります。

この先、夏休みやお盆など、人の行き来や交流が活発になるシーズンを迎えます。市民皆様には、猛暑の中でも熱中症を避けながら、引き続き基本的な感染防止対策の徹底をお願いいたします。

さて、今般のコロナ禍の中において、ロシアによるウクライナ侵攻等に起因する原油価格高騰

や物価高騰により、市民皆様の日常生活における様々な負担が増加しております。そのため、本日の7月会議において、家計の負担を減らすことを目的として、より多くの世帯に御支援できるよう全世帯の99.7%が加入する水道料金の基本料金を免除することとし、さらに、本土への用務に欠かせない航路運賃のバンカーサーチャージの支援に要する経費等について所要の予算を計上いたしております。

また、あわせて、燃油価格高騰等に伴う観光需要喚起対策事業として、個人向けのプレミアム付宿泊券発行事業、団体向けのツアー造成支援補助金並びに教育旅行燃料油価格上昇支援補助金に要する経費について所要の予算を計上いたしております。

詳細につきましては、後ほど担当部長、課長に説明をさせますので、御審議のほどよろしくお願いたします。

引き続き、本市の経済の早期の回復と、さらなる活性化に全力で取り組んでまいりますので、御理解賜りますようお願い申し上げます。

本日提出しております案件は、損害賠償の額の決定に係る案件2件、予算案件2件の合計4件でございます。何とぞ慎重に御審議をいただき、適正なる御決定を賜りますようお願い申し上げ、御挨拶といたします。どうぞよろしくお願いたします。

〔市長（白川 博一君） 降壇〕

---

### 日程第3. 議案第32号

○議長（豊坂 敏文君） 次に、日程第3、議案第32号損害賠償の額の決定についてを議題とします。

提出議案の説明を求めます。白川市長。

〔市長（白川 博一君） 登壇〕

○市長（白川 博一君） 本日上程いたしております議案につきましては、担当部長及び課長に説明させますので、よろしくお願いたします。

〔市長（白川 博一君） 降壇〕

○議長（豊坂 敏文君） 谷口農林水産部長。

〔農林水産部長（谷口 実君） 登壇〕

○農林水産部長（谷口 実君） 皆さん、おはようございます。議案第32号損害賠償の額の決定について御説明いたします。

次のとおり損害賠償の額を決定することについて、議会の議決を求めるものでございます。

本日の提出でございます。

1、損害賠償の相手方は、壱岐市郷ノ浦町、個人、2、損害賠償額は32万1,110円、3、

損害賠償の理由といたしまして、令和4年4月15日午後5時30分頃、壱岐市郷ノ浦町渡良東触の塩樽海水浴場付近の農道潮垂1号支線において、個人が運転する自家用車が、右側路肩部にある集水柵を通過した際、鋼製アングル蓋が跳ね上がり、損害賠償の相手方の車両を損傷させたため損害賠償金を支払う必要が生じたことによるものであります。

なお、相手方の個人からは、6月23日に示談の内諾を得たため、6月27日開催の壱岐市損害賠償審査会の審査に付し、本日、議案として提出するものであります。

提案理由としては、損害賠償の額の決定については、地方自治法第96条第1項第13号の規定により、議会の議決を経る必要があるためでございます。

主な損傷箇所は、車両右側後方のサイドステップ及び後部座席ドアとタイヤホイールで、本件は市の農道施設の瑕疵が原因であることから、保険会社の認定結果に基づき、修理代に当たる全額100%を賠償するもので、保険会社から相手方の個人に直接支払いが行われることとなります。

改めまして、相手方の個人様には心からおわびを申し上げます。今後、このような事案が発生しないよう点検に努め、農道の維持向上を図ってまいります。

以上で、議案第32号の説明を終わります。御審議のほどよろしくお願いいたします。

〔農林水産部長（谷口 実君） 降壇〕

○議長（豊坂 敏文君） これから質疑を行います。質疑はありますか。山口議員。

○議員（4番 山口 欽秀君） 今、損害賠償の理由が説明されましたですが、道路の管理が不十分で、点検をしますということでの対応を言われましたが、もう少し、通常だったら、この集合柵を通過しても、このようなタイヤホイールとか後ろとか、いろいろ跳ね上げて事故を起こすというようなことは、通常ないように設計されていると思うんですが、どういう状況になったためにこのような事態になったのか、もう少し原因というのか、通常の工事そのままではなくて、何か異常な事態になっていたというのか、その辺りの把握、状況を教えてください。

○議長（豊坂 敏文君） 農林水産部長。

○農林水産部長（谷口 実君） 山口議員の御質問にお答えをいたします。

当時の状況でございますけども、このアングル蓋の状況といたしましては、長年の間にアングル蓋のふちのほうに、泥がやっぱり入り込みまして、自然に泥の力で少し持ち上がって、また、その蓋が腐食をしておる関係で不安定になっていたものと思われまして。

また、通行時に、その蓋の周辺には草に覆われており、運転手である相手方は、その蓋の存在に気づかなかったといったことが、今回の損傷の要因になったものと思われまして。

ちなみに、ここの道路の支線の幅員は2メートルということでございます。

以上でございます。

○議長（豊坂 敏文君） 山口議員。

○議員（4番 山口 欽秀君） 今聞きますと、その道路管理で、きちっと通常の草を刈ったりとか、そういう泥を除去したりとか、それからその蓋の腐食状況を普段から見ていくということが必要であるというふうに聞き取れましたが、確かに壱岐全体でそういう状況というのは、いっぱいあると思うんで、やっぱりどう日頃から点検するかということでの対応は、何か今後のことで考えられましたか。

○議長（豊坂 敏文君） 農林水産部長。

○農林水産部長（谷口 実君） 山口議員の御質問にお答えをいたします。

やはり全体を点検をして回るというのは、かなりそういった体制には整えていないところでございますけども、毎年1回、自治公民館長会議等で、そういった農道等の維持補修等が必要であれば、そういった御要望をいただくなり、不具合があれば、そういった情報をお伝えしていただくということを周知をいたしておりまして、そういった情報が、こちらに届きましたら、現場に行くといったことを今しているところでございまして、これからもそういった不具合がありましたら、市民の皆様方からこちらのほうに御連絡いただきたいというふうに考えております。

以上でございます。

○議長（豊坂 敏文君） 山口議員、3回目。

○議員（4番 山口 欽秀君） まさに、そういう地域住民の協力を得ながら、多数の目で危険箇所を早めに見つけて、対応を市が速やかにすると、そういう体制が必要かと思えます。

今後、雨が降って、溝に葉っぱが詰まっていて水が溢れ出すというようなところも多々ありますので、そういう点での点検も総合的にやっていただいて、事故が繰り返さないようよろしくお願い申し上げます。

以上です。

○議長（豊坂 敏文君） ほかに質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（豊坂 敏文君） 質疑がありませんので、これで質疑を終わります。

お諮りします。議案第32号については、会議規則第37条第2項の規定により、委員会付託を省略したいと思います。御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（豊坂 敏文君） 異議なしと認めます。よって、議案第32号については、委員会付託を省略することに決定しました。

これから討論を行います。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕



○議長（豊坂 敏文君） 討論なしと認め、これで討論を終わります。

これから、議案第32号損害賠償の額の決定についてを採決します。

この採決は、起立によって行います。本案は、原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

○議長（豊坂 敏文君） 起立多数です。よって、議案第32号は原案のとおり可決されました。

---

#### 日程第4. 議案第33号

○議長（豊坂 敏文君） 次に、日程第4、議案第33号損害賠償の額の決定についてを議題とします。

提出議案の説明を求めます。増田建設部長。

〔建設部長（増田 誠君） 登壇〕

○建設部長（増田 誠君） 皆さん、おはようございます。議案第33号損害賠償の額の決定についてを御説明申し上げます。

損害賠償の額の決定について、次のとおり損害賠償の額を決定することについて議会の議決を求めるものです。

本日の提出でございます。

1、損害賠償の相手方は、壱岐市芦辺町の個人、2、損害賠償額は2万2,385円、3、損害賠償の理由は、令和4年4月26日午後1時20分頃、壱岐市芦辺町箱崎大左右触の市道西町1号線において、個人が運転する自家用車が、市道に設置している排水路のグレーチング蓋を通過した際、蓋が跳ね上がり、損害賠償の相手方の車両を損傷させたため損害賠償金を支払う必要が生じたものです。

提案理由は、損害賠償の額の決定については、地方自治法第96条第1項第13号の規定により、議会の議決を経る必要があるためです。

なお、6月23日に示談の内諾を得たため、市の損害賠償審査会を開いて、本会議に議案として提出するものであります。

主な修理箇所はマフラー部分の修理で、市道施設の瑕疵が原因であることから、保険会社の認定結果に基づき全額を賠償するもので、保険会社から相手方に直接支払われることとなります。

改めまして関係の皆様には心からおわびを申し上げます。今後も、危険箇所の点検、補修などを行いながら、安全に走行できる道路環境の維持に努めてまいります。

以上で、議案第33号の説明を終わります。御審議のほどよろしくお願いいたします。

〔建設部長（増田 誠君） 降壇〕

○議長（豊坂 敏文君） これから質疑を行います。質疑はありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（豊坂 敏文君） 質疑がありませんので、これで質疑を終わります。

お諮りします。議案第33号については、会議規則第37条第2項の規定により、委員会付託を省略したいと思います。御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（豊坂 敏文君） 異議なしと認めます。よって、議案第33号については、委員会付託を省略することに決定しました。

これから討論を行います。討論はありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（豊坂 敏文君） 討論なしと認め、これで討論を終わります。

これから、議案第33号損害賠償の額の決定についてを採決いたします。

この採決は、起立によって行います。本案は、原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

○議長（豊坂 敏文君） 起立多数です。よって、議案第33号は原案のとおり可決されました。

---

#### 日程第5. 議案第34号

#### 日程第6. 議案第35号

○議長（豊坂 敏文君） 次に、日程第5、議案第34号令和4年度壱岐市一般会計補正予算（第4号）及び日程第6、議案第35号令和4年度壱岐市水道事業会計補正予算（第1号）の2件を一括議題とします。

提出議案の説明を求めます。原財政課長。

〔財政課長（原 裕治君） 登壇〕

○財政課長（原 裕治君） おはようございます。議案第34号令和4年度壱岐市一般会計補正予算（第4号）について御説明申し上げます。

令和4年度壱岐市の一般会計補正予算（第4号）は、次に定めるところによる。

歳入歳出予算の補正、第1条、歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ1億7,188万3,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を、歳入歳出それぞれ230億4,183万4,000円とします。

第2項は記載のとおりでございます。本日の提出でございます。

今回の補正は、新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金のコロナ禍における原油価

格・物価高騰対応分が交付されることとなったことに伴い、交付金を活用した壱岐市における緊急経済対策事業について追加の補正を行うものでございます。

2ページから3ページをお開き願います。

第1表、歳入歳出予算補正の款項の補正額等については、記載のとおりでございます。

それでは、事項別明細書により内容を御説明いたします。

まず、歳入について御説明いたします。8ページから9ページをお開き願います。

15款2項1目総務費国庫補助金の新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金は、今回の補正に係る事業に充当するもので、1億7,188万3,000円を計上しております。

次に、歳出について御説明いたします。補正予算の事業内容につきましては、別紙資料1、令和4年度7月補正予算（案）概要で説明いたします。

2ページをお開き願います。

2款1項12目新型コロナウイルス感染症対応事業費の航路利用者燃料油価格変動調整金支援事業は、航路運賃のバンカーサーチャージ上昇分の一部を支援するもので、対馬市と折半する航路運行事業者のシステム改修費用の負担金と合わせまして6,230万円を計上しております。

次の、燃料油価格高騰等に伴う観光需要喚起対策事業は、観光業への支援策として、プレミアム付宿泊券発行事業、ツアー造成支援事業、教育旅行燃料油価格上昇支援事業の3つの事業を合わせまして4,760万円を計上しております。

次の、水道基本料金の減免による市民生活支援事業は、令和4年8月から令和5年3月までの間、実施する水道使用料の基本料金減免に係る水道事業会計への補助金6,198万3,000円を計上しております。

以上で、議案第34号令和4年度壱岐市一般会計補正予算（第4号）について、説明を終わります。御審議のほどよろしくお願いいたします。

〔財政課長（原 裕治君） 降壇〕

○議長（豊坂 敏文君） 総務部長。

〔総務部長（久間 博喜君） 登壇〕

○総務部長（久間 博喜君） おはようございます。それでは、私のほうから航路利用者燃料油価格変動調整金支援事業について説明させていただきます。資料につきましては、資料2の1ページ目を御覧いただきたいと思います。

まず、事業の概要及び目的でございますが、原油価格は、一部産油国の生産停滞などにより、一昨年後半から徐々に値上がりが続けておりました。加えて、今年に入り、ロシアのウクライナ侵攻に伴う経済制裁などの影響により、さらに急激な値上がりが続いております。

こうした中で、壱岐市民が利用している九州郵船株式会社のフェリー及びジェットフォイルの

航路運賃に係る燃料油価格変動調整金（バンカーサーチャージ）制度につきましては、3か月ごとの財務省貿易統計（C I F）旬間速報に基づき見直しがされております。現在、5月から7月の間は3ゾーンですが、8月以降、さらに上昇することが決定しております。

このことに対し、壱岐市といたしましては、コロナ禍における原油価格・物価高騰等の影響を受けている市民生活の負担軽減を図るため、必要な支援を行うものでございます。

次に、事業内容でございますが、バンカーサーチャージの3ゾーンをセーフティネットとして設定し、3ゾーンを超える壱岐市民の負担分について支援をすることといたします。

なお、令和4年8月・9月は4ゾーンとなるため、1ゾーン分、博多—壱岐間のジェットフォイルの場合、片道180円、往復で360円の支援となります。10月は、現時点で経済産業省の燃料油価格変動緩和補助金が終了予定のため、8ゾーンとなることから、5ゾーン分を支援することとなります。博多—壱岐間のジェットフォイルの場合、片道900円、往復で1,800円の支援となります。

次に、支援の対象でございますが、対象者は、国境離島島民割引の対象者のみを対象としております。フェリーの1等・2等指定、車両航送については国境離島割引の対象外のため、本支援においても対象外とさせていただきます。

支援の対象期間は、本年8月から令和5年3月までとしております。

支援を行う利用者数は、往復で1人とカウントした場合、令和3年度の130%程度の17万人と想定をいたしまして、そのうち国境離島島民割引の対象者が全利用者の約33%で5万6,100人を見込んでおります。

次に、九州郵船への支払い方法につきましては、月末締め翌月払いといたします。

事業費は、総額6,230万円としておりまして、バンカーサーチャージ支援として6,200万円、九州郵船の予約発券システム改修費負担金として30万円を計上しております。

最後に、財源につきましては、新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金、コロナ禍における原油価格・物価高騰対応分を充てることとしておりまして、事業費に対し、10分の10となるため、一般財源はございません。

以上で説明を終わります。

〔総務部長（久間 博喜君） 降壇〕

○議長（豊坂 敏文君） 中上企画振興部長。

〔企画振興部長（中上 良二君） 登壇〕

○企画振興部長（中上 良二君） 私のほうから、燃料油価格高騰等に伴う壱岐市観光需要喚起対策事業について御説明を申し上げます。資料2の2ページ目をお開き願います。

事業目的ですが、燃料油価格の高騰により、観光客などの本市へのアクセスの利用料金につい

て、これまで経験したことがないほどの値上げが予想され、コロナ禍からの観光需要の回復に大きな支障となることが危惧される状況でございます。

本市の観光業については、宿泊施設のみならず、農業、漁業、商業にも関連しており、また外貨獲得による地域経済活性化に欠かすことのできない重要な産業でございます。早期に観光需要喚起対策を実施するものでございます。

事業の詳細について御説明を申し上げます。

まず、プレミアム付宿泊券発行事業（個人向け）でございます。

事業内容は、大手コンビニエンスストアにおいて、額面5,000円の宿泊券を半額の2,500円で1万枚を発行、販売し、個人型旅行の需要喚起を図るものでございます。

本事業の採用理由といたしましては、令和2年度に実施しており、事業開始までの期間が短期間であり、即効性があり、適期に実施できること、また気軽に購入できることから、販売も好調であった成果に基づいたものでございます。

なお、他の観光需要喚起対策との併用も可としておりますが、県民割の対象地域が全国へ拡大するタイミングに合わせることで効果を高めることとしております。

一方で、最近の感染状況が全国的に増加しつつあり、当初発表された7月前半からの全国への対象範囲の拡大も、いまだ正式には発表されておらず、状況を注視しているところでございますが、国の動向及び感染状況などを注視し、開始時期を判断してまいりたいと考えております。

なお、ただいま申し上げました長崎県を含む九州各県で実施されている県民割につきましては、現在、九州各県を対象としており、利用期間としては7月14日までとなっておりますが、全国に対象範囲が拡大されなかった場合は、この県民割が再度延長されるかどうか検討がなされるものと考えております。再度延長された場合については、県とも連携を図り、周知に努めてまいります。

事業費といたしましては3,360万円、成果目標を発行枚数と同じ1万人泊、販売利用開始について、7月中旬以降、予定をいたしております。本事業による経済効果として2億867万円を見込んでおります。

次に、ツアー造成支援補助金（団体向け）でございます。事業内容は、コロナ禍での団体旅行の減少は、民宿をはじめ多くの宿泊施設に加え、観光バス事業者、観光施設など幅広い事業者に対し、影響を及ぼしていることから、市内での宿泊及び市内事業者所有の観光バスを利用する団体型旅行ツアーを造成、販売する旅行会社に対し、企画・送客、これは1人泊で1,000円及び広告費1商品で5万円を支援し、団体型旅行の需要喚起を図るものでございます。

事業費といたしましては1,040万円、成果目標を5,000人泊、誘客時期として、10月以降の閑散期を予定しております。本事業による経済効果として、1億433万円を見込んでお

ります。

次に、教育旅行燃料油価格上昇支援補助金（教育旅行向け）でございます。事業内容は、本年度に教育旅行で来島される学校につきましては、本市を教育旅行先と決定いただく時点では想定のない燃料油価格上昇であり、児童生徒・学生に、その分を強いることになるため、現在の3ゾーンを超える部分について支援を行うことで、次年度以降についての教育旅行誘致に好影響を及ぼすものと考えており、持続的な需要喚起を図るものでございます。

事業費といたしましては360万円、対象期間を8月以降、想定人数を2,000人としております。

所要予算額については、全体で4,760万円、全額、国の新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金を充てることにいたしております。

説明は、以上でございます。

〔企画振興部長（中上 良二君） 降壇〕

○議長（豊坂 敏文君） 増田建設部長。

〔建設部長（増田 誠君） 登壇〕

○建設部長（増田 誠君） 議案第35号令和4年度壱岐市水道事業会計補正予算（第1号）について御説明申し上げます。

1ページをお開き願います。

第1条、令和4年度壱岐市水道事業会計補正予算（第1号）は、次に定めるところによります。

第2条、令和4年度壱岐市水道事業会計予算第3条に定めた収益的収入の予定額を次のとおり補正します。

収入で、第1款第1項の営業収益を6,198万3,000円減額するとともに、第2項営業外収益を、同額の6,198万3,000円増額するものです。これは、水道基本料の減免による市民生活支援事業に係る収入財源の組み替えによるもので、第1款水道事業収益の総額7億6,600万2,000円に変更はございません。本日の提出でございます。

資料2、令和4年度壱岐市議会定例会7月会議議案第34号関係資料の3ページをお開き願います。水道基本料金の減免による市民生活支援事業でございます。

コロナ禍における原油価格や電気・ガス料金を含む物価高騰の影響が市民生活に及んでいる状況を考慮し、家計や事業者の負担を支援するため、水道料の基本料金を減免する事業です。

減免金額は、水道料金の基本料、一般家庭など月額640円を令和4年8月請求分から令和5年3月請求分までの8か月間減免いたします。官公庁を除く全ての水道契約者を対象とし、市民皆様には、手続不要で、基本料を除き超過した金額のみを請求させていただくことになります。一般家庭など2か月1回検針契約者1万1,827件、12月に請求を行うごみステーションな

ど年2回検針契約者107件、公民館や墓地など年1回検針契約者866件、合計1万2,800件、総額6,198万3,000円の減額を予定しております。

これで、議案第35号の説明を終わります。御審議のほどよろしく願いいたします。

〔建設部長（増田 誠君） 降壇〕

○議長（豊坂 敏文君） これから、議案第34号を質疑を行ってから、35号に移っていきたいと思います。質疑ありませんか。山口議員。

○議員（4番 山口 欽秀君） 一般会計補正予算の総務管理費の一つ、航路利用者燃料油価格変動調整金支援事業について質問します。

この基本的なところで、ちょっとお伺いしますが、その燃料油価格変動調整金のそのシステムですが、例えば、1月の燃料費の価格に沿って、5、6、7のゾーンが決まり、そこで運賃が決まると、そういうふう理解しているんですが、今回の場合、4月の燃料費が決まって、4月の燃料費のゾーンで8、9、10と、こういうふうに決まるのではないかなというふうに思うんですが、説明だと、8、9は4ゾーンだけでも、10月になると8ゾーンになる可能性がある、というふうに言われましたが、その辺りの説明を、きちっとお願いできませんか。

○議長（豊坂 敏文君） 総務部長。

○総務部長（久間 博喜君） 山口議員の御質問にお答えをいたします。

バンカーサーチャージの決定根拠につきましては、今申されるように、燃料油価格変動調整金決定の基準となるC I F価格旬間速報の決定月を基準として決めております。2から4月の場合は、10月分のC I F価格を基準に12月上旬に決定、5から7月については、1月分C I F価格を基準に3月上旬に決定、8月から10月は、4月分C I F価格を基に6月上旬に決定、11月から1月分につきましては、7月分C I F価格を基準に9月上旬に決定ということになっております。

先ほど、8月、9月分と10月分の決定部分について、違うというか、どういうふうになっているかという御質問の部分につきましては、先ほど御説明させていただきましたように、令和4年8月、9月分が4ゾーンになります。これにつきましては、まず、国の燃料油価格激変緩和補助金というものが入っております、実際4ゾーンですけれども、それが1ゾーン分の負担となります。そして、10月分につきましては、燃料油価格変動緩和補助金が終了するために8ゾーンとなりますよということで、今回、その3か月ごとのC I F価格の変動に基づいて決定をしておりますけれども、それプラス国の補助金が入っているところの調整部分で、そういう形になっておるといってございまして。

○議長（豊坂 敏文君） 山口議員。

○議員（4番 山口 欽秀君） 国の燃料の補助金があつて4月分の燃料費が決まっているはずで

すので、ルールから言ったら、4月の燃料費で8、9、10とすべきだというふうに、それが原則じゃないですか。それを何で急に、大きく上がったからとか、そういう理由ではなくて、やっぱり原則にのっとして4月の燃料費で8、9、10とすべきではないかと、それがこのルールではないかというふうに思うんですが、それはどうなんでしょうか。

○議長（豊坂 敏文君） 総務部長。

○総務部長（久間 博喜君） 山口議員の御質問にお答えします。

私の説明の仕方が不十分だったかもしれませんが、たしかに言われるとおりに、8月、9月、10月分、3か月分については同じゾーン設定になるはずですが、ただし、その中に国の補助金が絡んだもんですから、その分を軽減をされておるということで、本来ならば、8月、9月、10月は8ゾーンということになります。

以上です。

○議長（豊坂 敏文君） 山口議員、3回目。

○議員（4番 山口 欽秀君） 本来ならというのが、そこが分からない。4月の燃料を幾らって、そこを基準だったら4ゾーンなんだろう、4月は。国の補助金があつて。それを国の補助金があつたら4ゾーンじゃないですか。4ゾーン、補助金があつて、ガソリン、燃料費が決まるわけですから。そんな補助金別にして燃料費が考えて基本にするのは、やっぱりおかしいんじゃないですか。国の補助金が九郵に行くわけでしょう。それで九郵は燃料を買うわけですから、その値段で決めるべきだというふうに思うけど、それは通らないんですか。

○議長（豊坂 敏文君） 総務部長、ようと明確に話してください。

○総務部長（久間 博喜君） すいません、なかなか説明が難しい部分もありますし、まず、このバンカーサーチャージの流れというのを説明したほうがいいかなと思っております。今回、そのゾーン設定について、九州郵船さんのほうの取扱いが、ちょっとぶれていたところがあるもので、そういう感じになったのかなと思っております。

流れとしましては、まず、6月6日の航路対策協議会で、九州郵船さんのバンカーサーチャージの説明においては、航対協への文書は、令和4年8月から10月における調整金は8ゾーンに該当する旨の記載をいただいております。それに対して、国からの燃料油価格変動緩和補助金が反映をされていないということ、自ら九州郵船さんのほうが気づかれまして、一旦、その提案の分を取り下げられたというのが、まず最初でございます。

その次に、6月16日に、九州郵船株式会社の本社において、臨時交付金を活用したバンカーサーチャージの取扱いについて、対馬市、そして壱岐市、長崎県、そして九州郵船の担当者会議を行いまして、その中で、この取扱いについて詳細な説明と解釈を求めたところでございます。

そうした経過をたどった後に、6月24日の航路対策協議会において、再提案ということで



8月から9月は4ゾーンに該当し、現在のところ燃料油価格激変緩和対象事業が上半期までとなっているので10月分は8ゾーンとするが、国の緩和対策事業が延長されれば4ゾーン適用する旨の説明が加えられております。

そういう中で、市としても、九州郵船に対して、バンカーサーチャージの設定方法について説明文書を求めました。いろいろ紙面等でも、その解釈について疑問とされておるところでございますので、再度そのことについて説明を求めました。

そうしたところ、燃料油価格激変緩和対策事業は、価格を抑制するための石油元売等に、結局、石油の元売のほうに燃料油価格激変緩和補助金が支給されるということです。ということは、九州郵船に、直接、その補助金が出されることではないですよという説明でございます。

九州郵船に、直接、補助金が出ていないということで、抑制された燃料油価格で供給をされておりまして、抑制された金額については、燃料油供給業者から示されておるとおりでございますということでございます。

8月から10月分の燃料油価格変動調整金は、4月分のC I F 価格を適用することとなっております。しかしながら、抑制された燃料を使用するため、これを反映し、拡充内容に、事業期間は今年度上半期中実施をするとなっているため、この期間を8月から9月としておるところですという説明でございます。

調整金の反映方法として、C I F 価格に燃料油供給業者から示された同月の抑制された金額を同月の燃料油納入料で除することで、1キロリットルに換算し、これを減じ、差引金額とし、九州郵船のゾーン、金額表のゾーンに適用しておるという説明を受けております。

そしてまた、九州郵船としましては、九州運輸局に対して、6月21日付届出書の提出もしたということを確認をしております。その内容は、令和4年1月から上半期の予定で実施されている燃料油価格変動緩和対策事業により抑制された単価を減じ、当該期間中のゾーンを決定する。なお、当該事業の期間が同内容に延長される場合も同様とするとの内容で届出を提出し、受理をされたということで文書を頂いております。

以上です。

○議長（豊坂 敏文君） 山口議員、4回目、もう最後にします。

○議員（4番 山口 欽秀君） なかなか難しいというのを、説明、分かりません、はい。市長、分かりました。

基本的に4月の燃油価格、九郵が買った価格がはっきりしているわけですから、そこを基準に8、9、10と、ここで済ませば単純じゃないかということですが、そこを何かいろいろ説明をされて、九郵からいろいろ聞いて納得されたのかということで、やっぱりそこは、やっぱり基本線を、今までやってきた基本線を崩しているんじゃないかと。違いますか。4月の価格で8、9、

10と、こう決まるというのを崩していませんか。

○議長（豊坂 敏文君） 白川市長。

○市長（白川 博一君） ただいまバンカーサーチャージの件について御説明いたしました。私は、今、総務部長が説明したのは、もう至極当たり前というか、もうこれでお分かりいただきたいと思っております。もしこれで御理解いただけないなら、ぜひ担当課に詳しくお尋ねいただきたいと思っておりますので、よろしく願いいたします。

○議員（4番 山口 欽秀君） 最後。

○議長（豊坂 敏文君） はい、最後。

○議員（4番 山口 欽秀君） 今のは、市長、だめでしょう。ちゃんと議会に分かるように説明するのが議会の役割、議会の場ですから。担当課に聞けば、議会は放っておく、それはないです。きちっと議会に分かるように説明をしてください、それは基本的に市長の発言はおかしいと思います。

○議長（豊坂 敏文君） 白川市長。

○市長（白川 博一君） 私は、議会です、説明する、それは当然でございます。ですけど、議会のルールとして3回まで御質問で応答しますよ、それで御理解いただけないなら、やはりそれは担当課にお尋ねをいただきたいという、そういった意味でございます、決して議会で議論を避けるという、そういうことではございませんので、そこら辺は十分御理解いただきたいと思っております。

ここで延々とですね、その内容、事務的なことを御質問されて、それを、この場で市民皆様にお分かりいただけるまで御説明するというのは、これはなかなか難しいんじゃないかということで申し上げた次第でございます、決して議会の御議論が云々ということをお願いしているわけではございませんので御理解賜りますようお願いいたします。

○議長（豊坂 敏文君） ほかにありませんか、議案第34号について、ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（豊坂 敏文君） それでは、議案第35号について質疑を行います。どうぞ。はい。

○議員（4番 山口 欽秀君） 今聞いたのは燃油の問題でありますから、あと観光需要喚起の対策事業について質問していいですか。

○議長（豊坂 敏文君） はい、いいです。

○議員（4番 山口 欽秀君） じゃあ、もう一つの事業についてお伺いします。

まず1つ目、このプレミアム付宿泊券の発行については、どこに委託されてやられるのでしょうか。それから、それが一つです。これ1万枚の発行ですが、個人として、コンビニで2枚買ったり3枚買ったりして、そういう使用方法もありなのか、それはないのかということ、それから、

県民割が7月14日で終わりますが、ほかに、県民割に代わる新しい事業があったら併用できるということでお話ですが、県民割だと、かなりこの5,000円の割引に対して、2,500円か、2,500円の割引に対して県民割だとかなり割引が効きますよね。最大で5,000円までやって、それから2,000円の割引の旅行代付与までいくと2,000円の付与ということで、かなり7月以降、新たな県民割が始まると、かなりこの旅行券プラス格安な旅行が行われるというふうに考えていらっしゃるのか、その3点をお願いします。

○議長（豊坂 敏文君） 中上企画振興部長。

○企画振興部長（中上 良二君） 山口議員の御質問にお答えをいたします。

まず1つ目の、プレミアム付宿泊券の発行事業の委託先でございますが、先ほど申し上げましたように、大手コンビニエンスストアということで御説明をさせていただいております。大手、セブンイレブン、そしてファミリーマートを予定をいたしております。

そして、次に、利用制限のことだということに考えておりますが、まず、本プレミアム付商品券につきましては、令和2年度同様に1泊当たり1人1枚までの使用、そして1人1か月で3泊までとすることで考えております。ただし、1か月を超えて、改めて利用される場合、例えば、8月に1回、そしてまた9月に改めて来島されるということであれば、それは再度、利用することを考えております。

次に、県民割との併用ということでございますが、これも先ほど御説明をさせていただきましたが、国の現在の県民割の九州各県を対象としたものが、全国に対象範囲を拡大される、これにつきましては、現在の報道の発表によりますと、割引率につきましては40%というようなことになっております。それに合わせて、今回のプレミアム付商品券をさらに上積みするというところで、前回のこのプレミアム付宿泊券の発行事業については、非常に多くの島外の皆様に御利用いただいたという経緯がございます。今回も、その開始時期を、現在、調整、確認をしているところでございますが、それに合わせて実施することで、さらに利用の推進を図るということに考えております。

以上です。

○議長（豊坂 敏文君） 山口議員。

○議員（4番 山口 欽秀君） 一番目について分かりました。

もう一つ、2つ目のツアー造成支援補助金についてです。団体向けということですが、この企画・送客1人1,000円をした広告料を5万円を1旅行社に支給というのは、この事業費の支給先はどこになりますか、旅行社になるということでもいいのか、個人にも行くのかという点では、どうなりますか。

○議長（豊坂 敏文君） 中上企画振興部長。

○企画振興部長（中上 良二君） 山口議員の御質問にお答えをいたします。

ツアー造成支援事業、団体向けの分につきましては、これも先ほど御説明をいたしましたが、まず、市内でのその宿泊、団体型の旅行ツアーを造成する、造成・販売する旅行会社に対しまして、企画・送客といたしまして、1人、1人泊で1,000円、そして広告といたしまして、広告費といたしまして1商品で5万円を支援をいたしまして団体型旅行の造成を行っていただく、そして実績、この送客の実績に基づいて、1人、1人泊で1,000円を補助するという内容でございます。

○議長（豊坂 敏文君） 3回目、山口議員。

○議員（4番 山口 欽秀君） 例えば、10人で団体旅行をした場合、10人の方には1,000円が行くと、そして5万円は旅行会社に行くと、こういう理解でよろしいですか。

○議長（豊坂 敏文君） 中上企画振興部長。

○企画振興部長（中上 良二君） ただいま申し上げましたとおり、これは旅行会社に対し、企画・送客1人当たり1,000円と広告費を5万円、1商品当たり5万円を支援するというので先ほども申し上げておりますが、その内容でございます。いわゆる旅行社に、それは、その金額は行くということになります。

○議員（4番 山口 欽秀君） 個人には1,000円は行かないと、10人で団体ツアーを組んだ旅行会社に行くと。10人ですから1万円と広告費5万円、6万円が旅行会社に行くと、こういう事業だということですね。はい。

じゃあ3点目ですが、教育旅行の来島、これは学生と書いてありますが、小中、生徒児童のことですよね。修学旅行の対象ということの説明でいいですね。はい。その辺りが、ちょっと確認です。

○議長（豊坂 敏文君） ほかありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（豊坂 敏文君） ほかに質疑ありませんので、続きまして、議案第35号の件について質疑を行います。ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（豊坂 敏文君） 質疑がありませんので、これで質疑を終わります。

お諮りします。（「総括質疑をお願いします」と呼ぶ者あり）これ終わってから。はい。

議案第34号及び議案第35号の2件については、会議規則第37条第2項の規定により委員会付託を省略したいと思います。御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（豊坂 敏文君） 異議なしと認めます。よって、議案第34号及び議案第35号の2件に

については、委員会付託を省略することに決定しました。

これから、議案第34号について、討論を行います。討論はありませんか。山口議員。

○議員（4番 山口 欽秀君） 令和4年度壱岐市一般会計補正予算（第4号）について、反対の討論を行います。

議案の事業の中の水道基本料金の減免による市民生活の支援事業については、このコロナ禍、そして物価高騰の中で、適宜、ちょうど合った市民支援になるということで、私は歓迎の立場であります。

しかし、とりわけ観光需要喚起対策事業については、この今の時期に極めて不十分、ふさわしくない、とるべき事業ではないというふうに考えます。

なぜかという、壱岐市民が生活に困っている、そこに直接支援することが、今求められている市の事業だと考えるからです。先ほど質問しましたように、プレミアム商品券の発行事業については、島外の人観光客の呼び込みのために使われ、その間接的にホテルや民宿が使われるということになりますが、多くが、その島外の人に利益がある、そして、事業についての、事業をやるに当たっての委託料については、予算規模からいくと860万円の予算が使われるというふうに考えます。

また、ツアー造成支援補助金についても、島外の人呼び込みであり、この事業に対する補助金は旅行会社に1,040万円が行くというような事業になっております。極めて市民の今の苦境に合った形で支援する形にならない事業になっているということで、今やるべきことではないと思います。

とりわけ、今の農業、畜産では、牛の値段が下がり、肥料代や飼料代が上がっている、そこにどうするのか。水稻の問題では補助金もカットされております。もう4月から、10アール当たり3万5,000円、牧草の単価として補助金があったのが、1万円に削減されている事態があるわけです。このようなところに目が向いていない。漁業についても、燃油は以前まで70円でしたけども、今は100円を超えています。30円を超す燃油代に漁師の皆さんは苦闘しています。苦闘というか、もう諦めに近い、漁に出ないというような事態がある。

このように、壱岐の基幹産業である農業、漁業をしっかり支える立場が今の市にはない、この補正予算にはないと思います。

また、高齢者は、これから夏になります。冷房が必需品になりますが、電気代が高いということで自粛せざるを得ない、熱中症の危険に見舞われる、そういうことも考えると高齢者支援が求められております。

子供についても、給食費のための食材が値上がりをしている、このために、それから生活困窮者、困窮の世帯も増えている、そういうところを考えたときに、給食のバックアップ、支援が必

要でありますし、夏休みも前にして、児童館や学童保育での冷房の支援もしなければならぬと  
考えます。

以上の点から言っても、原油価格・物価高騰総合緊急対策ということでの事業が予算の内容で  
ありますので緊急対策が求められています。しかし、市民の緊急対策にこたえるものになってお  
りませんし、今回の予算の積み残し、1億1,159万円の予算が積み残しであります。この積  
み残しを、なぜしなければならないか、緊急に困窮をしている市民の、それから農業、漁業への  
支援を、なぜ考えないのか、その点を改善を求めて、市民の苦境にこたえる事業を早急に求めて、  
反対討論といたします。

以上です。

○議長（豊坂 敏文君） ほかに討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（豊坂 敏文君） 討論なしと認め、これで討論を終わります。

これから議案第34号令和4年度壱岐市一般会計補正予算（第4号）を採決をします。この採  
決は起立によって行います。本案は、原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

○議長（豊坂 敏文君） 起立多数です。よって、議案第34号は原案のとおり可決されました。

次に、議案第35号について討論を行います。討論ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（豊坂 敏文君） 討論なしと認め、これで討論を終わります。

これから、議案第35号令和4年度壱岐市水道事業会計補正予算（第1号）を採決します。こ  
の採決は起立によって行います。本案は、原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

○議長（豊坂 敏文君） 起立多数です。よって、議案第35号は原案のとおり可決されました。

（「議長、意見あり」と呼ぶ者あり）はい。どうぞ、音嶋議員。

○議員（10番 音嶋 正吾君） 議案第34号の、いわゆる航路利用者燃料油価格変動調整支援  
金のところで、やはりバンカーサーチャージの仕組み、それが異常に、基本軸とする3か月間、  
より以上に上がっておる関係でこういう支援をしておるわけですね。ですから、その仕組みをで  
すね、いわゆる皆さん方に分かってもらわなければならないんですね。

ですから、専門家に聞けじゃなくて、ケーブルテレビか何かでも流してですね、こういう事態  
に今なっているんですよということを皆さんに分かっていただきたい。私たちのほうにも相当電  
話がありました。幾らまで上がるんですかと。それは僕たちも想像が付きません。そしたら、ど  
こかで今度は、交付金を使って、今回も100%の交付金を使って充当しているんですよ。そこ

ら辺を含めて、皆さんに分かりやすく説明をしていただきたい。ただそれだけです。この制度そのものに、僕はどうかこう言うてはないんです。やはり、僕たちの足ですから、そして一番の今からの観光シーズンですから、特に重点を置いてください。これは意見です。よろしく。議長、そういうことです。

○議長（豊坂 敏文君） それは要望として。

以上で、予定されました議事は終了いたしました。この際、お諮りをします。

7月会議において議決されました案件について、その条項、字句、数字、その他整理を要するものにつきましては、会議規則第43条の規定により、その整理を議長に委任されたいと思えます。御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（豊坂 敏文君） 異議なしと認めます。よって、そのように取り計らうことに決定しました。

---

○議長（豊坂 敏文君） 以上で、本日の日程は終了いたしました。

これをもちまして、令和4年壱岐市議会定例会7月会議を終了いたします。本日は、これで散会をいたします。お疲れさまでした。

午前11時08分散会

---

地方自治法第123条第2項の規定により、署名する。

令和 年 月 日

議 長 豊坂 敏文

署名議員 音嶋 正吾

署名議員 小金丸益明